

北海道旅客鉄道株式会社 公告第 13 号

◎北海道旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則の一部改正について(施行日:令和 7 年 3 月 15 日)

北海道旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則(昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 14 号)の一部を次のように改正し、令和 7 年 3 月 15 日から施行する。ただし、第 8 条に係る改正規定は令和 6 年 10 月 1 日から適用する。

令和 7 年 1 月 31 日

北海道旅客鉄道株式会社

代表取締役社長

綿貫 泰之

第 75 条第 1 項第 1 号イ(ロ) a を次のとおり改める。

- a 東京付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線
 - 秩父鉄道株式会社線
 - わたらせ渓谷鐵道株式会社線
 - ひたちなか海浜鐵道株式会社線
 - 関東鐵道株式会社線
 - 真岡鐵道株式会社線
 - 銚子電氣鐵道株式会社線
 - 鹿島臨海鐵道株式会社線
 - 小湊鐵道株式会社線
 - 東葉高速鐵道株式会社線
 - 新京成電鐵株式会社線
 - 東武鐵道株式会社線
 - 京成電鐵株式会社線
 - 西武鐵道株式会社線
 - 東京地下鉄株式会社線
 - 東京臨海高速鐵道株式会社線
 - 東京モノレール株式会社線
 - 小田急電鐵株式会社線
 - 京王電鐵株式会社線
 - 東急電鐵株式会社線
 - 京浜急行電鐵株式会社線
 - 相模鐵道株式会社線
 - 株式会社小田急箱根線
 - 伊豆急行株式会社線
 - 富士山麓電氣鐵道株式会社線
 - アルピコ交通株式会社線
 - しなの鐵道株式会社線
 - 伊豆箱根鐵道株式会社線

第 89 条第 1 項中、「次条」を「第 90 条」に改める。